

## 須賀川市泉田地区農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置根拠及び目的・役割等

### 1 協議会設置根拠

#### (1) 根拠法令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）

#### (2) 法律に基づく目的及び基本的な枠組み

目 的	農村地域の資源を農業との調和を図りながら再エネ発電に活用し、売電収入の地域還元や再エネ電気の地域利用等を通じ、農業・農村の所得向上による地域の活性化、エネルギー供給源の多様化を図ることを目的とする。
枠組み	<p>①協議会等による地域主導の計画制度</p> <p>市、発電事業者、農業者等の関係者で構成される協議会を設置し、地域主導による計画的な再エネ発電設備の整備を推進する。</p> <p>②再エネ発電設備の立地を誘導</p> <p>優良農地の確保に支障を生じないように、市が作成する「基本計画」で定める区域（再生利用が困難な荒廃農地等）に再エネ発電設備の立地を誘導する。</p> <p>③発電設備整備と併せて農業振興の取り組みを実施</p> <p>発電事業者は、再エネ発電設備と併せ、農業の健全な発展に資する取り組みについて「設備整備計画」に記載して実施する必要がある。市は事業者に対し、取り組みの実施について指導・助言する。</p>

### 2 協議会設置の目的・役割等

#### (1) 目的

農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行う。

(2) 協議事項

- ①市が作成する「基本計画」の記載事項の内容
- ②再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
- ③再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法に掲げる農地又は採草放牧地の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- ④再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法、その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び現状回復に関する事項
- ⑤災害時における病院又は学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
- ⑥地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地元住民、地元の施工業者等の参加
- ⑦その他、基本計画作成等に関し協議会が必要と認める事項